

第 25 回 CDM 理事会報告¹

地球環境ユニット

地球温暖化政策グループ研究員 伊藤葉子

I. 第 25 回 CDM 理事会会合 結果概要

第 25 回 CDM 理事会会合（EB25）が、気候変動枠組条約（UNFCCC）本部（ボン）において 7 月 19 日～21 日²に開催された。今次理事会会合による主な検討結果を以下に抜粋する（また、主な用語については巻末に解説を付した）。今次理事会会合の議論の詳細、その他の検討結果等については「II. 第 25 回 CDM 理事会会合における決定事項と議論の内容」を参照されたい。

メンバーシップ

- 黒木昭弘氏（(財)日本エネルギー経済研究所、地球環境ユニット、研究理事）が理事代理³として選任された⁴。また同氏は、植林・再植林 CDM ワーキング・グループ（AR-WG）の副議長としても選任された⁵。

プロジェクトの登録及び削減クレジット（CER）の発行ⁱ

- 前回会合において 4 件のプロジェクトについて登録申請の再審査（レビュー）を実施することが決定されたが、今次会合の結果、4 件すべてについて**登録を不承認**とすることが合意された。CDM 理事会は、これまでに CDM 理事会により登録承認が行われたプロジェクトは約 250 件にのぼるが、登録申請が却下されるのは**初めてのケース**となった。
- 却下されたのは、インドにおける風力発電プロジェクト 2 件、メキシコにおける省エネルギープロジェクト 2 件であった。これまでに、理事会メンバーから、これらプロジェクトの**追加性**ⁱⁱ等を疑問視する見解が示され、レビュー要請が出されていた。こうした個別プロジェクトの審査に関する検討は非公式会合（非公開）の場で行われるため、承認却下の根拠に関する情報は外部に示されることはない。
- またこの他にも、登録申請及び CER 発行申請がなされた多数のプロジェクトについて検討が行われたが、その多くについて、レビュー実施、または、登録を承認するための条件としてプロジェクト参加者に PDD（Project Design Document：プロジェクト設計書）の修正を求

¹ 本稿は、第 25 回 CDM 理事会報告及び同会合への各パネル、ワーキング・グループからの提出書類等に基づき作成した。理事会決定に関する公式情報については UNFCCC の HP（<http://cdm.unfccc.int/>）を参照されたい。

² これに先立ち非公式会合が 7 月 17 日～18 日に開催された。

³ 理事代理は、理事とともに理事会会合に出席するが、理事に代わって出席している場合を除き、投票権を持たない（Decision 21/CP.8, ANX I, Rule 29）。日本は、現状のメンバー構成からは、カナダ出身の理事の代理となっている。

⁴ 藤富正晴氏が 6 月 27 日付で理事代理を辞任したことを受け、今次会合に先立つ電子決裁により信任された。

⁵ パネル、ワーキング・グループのメンバーとして日本から、方法論パネルに山口建一郎氏（(株)三菱総合研究所）、信任パネルに大坪孝至氏（(財)日本適合性認定協会）、小規模 CDM ワーキング・グループに山田和人氏（(株)パシフィックコンサルタンツ）が参加している。

める判定が下された。この様に、最近の登録申請に関しては厳しい判断が下される案件が増えつつあるが、CDM 理事会におけるプロジェクトの**承認基準が厳格化**し、登録不承認とされるプロジェクトや、レビュー実施に持ち込まれるプロジェクトが増加した場合には、クレジット発行の遅れや CDM 事業の見直しなどを招き、炭素市場に重大な影響を及ぼす可能性もある。

ベースライン及びモニタリング方法論ⁱⁱⁱ

- 方法論関係では、**交通部門における初の方法論**が承認されるといった成果があった。新たな方法論として承認されたのは「BRT（Bus Rapid Transit：専用バスレーンの整備）プロジェクトの方法論」（AM0031）、「排ガス、排熱利用コジェネレーション方法論」（AM0032）、「セメント製造における非炭酸原料利用（AM0033）」、「硝酸工場のアンモニア燃焼設備内における触媒を用いた N₂O 削減」（AM0034）の 4 件である。
- （社）日本電機工業会がプロジェクト参加者となっているプロジェクトをベースに考案されたいわゆる“製品 CDM”の方法論（エネルギー効率性の高い家電製品（本件では蛍光灯）等を普及・代替させることで GHG 排出削減を目指す）は、多くの技術的な課題を残していることから承認に至らなかったが、検討を継続することが合意された。

植林・再植林 CDM

- 新たな方法論の承認勧告に向け、作業中であること等が報告された。
- 新方法論の審査に係る作業負荷の問題に関連した検討が行われた。

小規模 CDM^{iv}

- 方法論の改訂や追加、その他多数の横断的課題等について検討が行われた。
- CDM 理事会では、小規模 CDM の定義の見直しを進めている。とりわけ**省エネルギーに関する小規模プロジェクト**（マラケシュ合意規定におけるタイプⅡプロジェクト）については、プロジェクト実施の障壁についてパブリック・コメント（期間：7 月 24 日～8 月 14 日）を募集することが合意された。

運営組織の信任

- 指定運営組織（DOE：Designated Operational Entity）^vの新たな信任と信任の追加が行われた。特に、植林・再植林 CDM の有効化審査、認証・検証審査を行う DOE の初の信任が行われ、**植林・再植林 CDM プロジェクトの実現**に向け有効化審査、登録申請等の手続きが可能となった。

CDM 理事会の運営

- CDM 理事会では、原則的にはメンバーの**コンセンサス形成**が重視されるが、今次会合では、**投票**による意思決定が初めて採用され、これまでに繰り返し議論が行われ、膠着状態を招いた議題については、投票による議決もおこなわれた。
- 事務局の人員増強等、**運営体制の強化**が報告された。

- 次回 CDM 理事会会合は、2006 年 9 月 28 日～29 日⁶にボンにて開催される予定。

⁶ これに先立ち非公式会合が 9 月 26 日～27 日に開催される。

II. 第 25 回 CDM 理事会会合における決定事項と議論の内容

1. 運営組織の信任関連

第 22 回信任パネル会合（2006 年 6 月 22 日～23 日）での検討結果等に基づき、信任パネル第 12 次進捗レポートが理事会に提出された。これを受けて、今次理事会会合では、以下の検討が行われた。

1-1. 「運営組織の信任手続き」の改訂

前回の CDM 理事会会合（EB24）における決定に基づき、「運営組織の信任手続き」改訂案についてパブリック・コメントの受付が行われた（期限：2006 年 5 月 15 日～6 月 15 日）。これをふまえ、信任パネルより改めて提出された「運営組織の信任手続き」改訂案に基づき理事会で検討がおこなわれた。

「運営組織の信任手続き」は、これまでになされた CDM 理事会決定や明確化された事項をすべて盛り込むと共に、必要に応じて手続き上の合理化を図ることが可能となる様な改訂が勧告された。しかしながら、CDM 理事会メンバーの間では、DOE に求められる役割の重要性が大きいにも関わらず、その業務の質が不十分であるとの懸念が持たれていることから、「運営組織の信任手続き」全体について改めて慎重な検討が行われた。結果として、信任パネルは、今次会合でメンバーより出されたコメントを考慮し改訂案を再検討することが合意された。

個別の論点については、メンバーからは信任更新手続き（re-accreditation）⁷に関するコメント等があった。改訂案は、信任更新手続きについて、DOE は従前の信任申請書類に加え、これまでに DOE として行った有効化審査及び認証・検証プロジェクトについて、それらのステータスも含めたリストの提出を求めるとしている。メンバーより、信任更新に際してこれまでの実績を勘案するべきとの考え方は大変重要であり、当該プロセスをより精緻化するべきといった見解が示された。

1-2. 個別運営組織の信任

信任パネルによる運営組織申請者（AE：applicant entity）につき信任勧告が行われた。今次理事会の検討（非公開）の結果、3 件の AE の有効化段階に対する信任勧告、及び 2 件の AE の認証・検証段階に対する信任勧告が合意された（下表参照）。

セクタースコープ 8（鉱業）、9（金属工業）及び 14（植林・再植林）の信任勧告は初のケースとなった。特にセクタースコープ 14（TÜV Süd）の信任により、初の植林・再植林 CDM プロジェクトの実現に向け、有効化審査、登録申請等の手続きが可能となった。

表 1-2-1：有効化審査段階の信任

⁷ DOEは信任の有効期限（指定から3年間）に応じ、更新手続きを行うことが規定されている。

組織名	セクタースコープ ⁸
DNV Certification Ltd. (ノルウェー ⁹)	8、9
TÜV Süd Group (ドイツ)	14
TÜV Nord (ドイツ)	4、5、6、7、10、11、12、13

表 1－2－2：認証・検証段階の信任

組織名	セクタースコープ
DNV Certification Ltd. (ノルウェー ¹⁰)	8、9
TÜV Nord (ドイツ)	1、2、3

2. 方法論

第 21 回方法論パネル会合（2006 年 6 月 6 日～9 日）の結果報告が提出された。これを受けて、今次理事会会合では以下について検討が行われた。

2－1. 横断的課題

（1）炭素回収・貯留（CCS）方法論の扱い

CDM 理事会は、COP/MOP1 決定により、炭素回収・貯留（CCS）に関連した主要論点として、プロジェクト領域、漏洩（seepage）、永続性の 3 つに焦点を当てて、提出された方法論の検討を行い、方法論策定の観点から COP/MOP2 に勧告を提出することが求められている。

本件に関する CDM 理事会（EB23）の要請に基づき、方法論パネルは、CCS 関連方法論 2 件（NM0167（三菱東京 UFJ 証券による開発）、NM0168（三菱総合研究所による開発））に基づき、上記 3 つの論点について、定性評価を行った。CCS 方法論について、①政策的・法的論点、②技術的・方法論的論点の両面から、方法論パネルの考察を示す内容となっている。

理事会は、今次の会合において、提出された評価報告に基づき COP/MOP2 への勧告の作成を進めるよう、方法論パネルに要請することを合意した。その際に勘案されるべき事項として、以下の 4 点が挙げられた：①貯留された CO₂ 量の具体的計測方法、②CO₂ の注入サイトだけでなく、漏洩のモニタリングを行うために、プロジェクト領域として貯留層全体を含むための規定の策定、③CO₂ の腐食性（強酸性）による貯留層からの漏洩への影響、④小規模 CDM の方法論として提出された海洋貯留に関する専門家の見解。

なお、方法論パネルから提出された評価には、今後の検討の進め方についてのオプションが提示されていたが、これについての具体的な議論は行われなかった。

⁸ 1. エネルギー産業、2. エネルギー輸送、3. エネルギー需要、4. 製造業、5. 化学工業、6. 建設、7. 運輸、8. 鉱業、9. 金属工業、10. 燃料からの漏洩、11. HFC 等の漏洩、12. 溶剤使用、13. 廃棄物処理・処分、14. 新規植林・再植林、15. 農業

⁹ ただし、信任の対象となった事業所の所在地は英国。

¹⁰ 同上

（２）政府プログラム下でのプロジェクト活動に関する定義

COP/MOP1 による決定では、政策や基準自体は CDM となり得ないが、政府プログラムの下に実施される具体的なプロジェクトについてはバンドリング（複数の小規模プロジェクトの一括化）等を通じて CDM として実施することを認めることが確認されている¹¹。

前回理事会会合（EB24）では、これをふまえた方法論が提案されたことを背景に、また、COP/MOP1 決定との整合性を図ることを目的に、“プログラムのもとで行われる CDM のプロジェクト活動”について、①その定義について方法論パネルでの検討を開始すること、②並行してパブリック・コメントを募集（2006 年 5 月 19 日～6 月 16 日）すること等が決定された。

方法論パネルは、今次理事会に対し検討結果を提出し、追加性立証やベースライン・シナリオの選定等の要件に関して想定される課題等を示した。

理事会では、本件について CDM 理事会が検討を進めるためには、具体的な判断材料が必要であることや、方法論パネルは、課題をより具体的に示し、それぞれについて考えられる対応策を提示すべきとの見解が示された。このため CDM 理事会では、定義の策定についての実質的な議論は行われず、本件については実質的に方法論パネルに差し戻しとすることとなった。

なお、方法論パネルは、“プログラムのもとで行われる CDM のプロジェクト活動”として新規方法論（NM0159）が提出されており、その適格性についての CDM 理事会のガイダンスを求めている。当該方法論は、エアコンの省エネルギー基準の遵守状況のテストや省エネルギーラベリングの実施をプロジェクトの内容としている。こうした活動をもって、省エネルギー効果をどのように計測するのか等、具体的な検討が求められるところであるが、本方法論の審査は、上記の横断的課題の決着を待つことになるものと考えられる。

（３）フレア効率

これまで CDM 理事会では、メタンガスの回収・処理を行う方法論等において、フレア効率とその測定をどのように考えるかが、繰り返し議論の対象となっていた。フレア効率に関する議論が取り上げられるのは、これまで立証可能な測定技術が特定されておらず、具体的なデータが入手されていないことが背景となっている。

本件について、外部からのコメントに基づき、フレア温度の計測をフレア効率の計測の代用とする方法の是非が方法論パネルにおいて検討された。方法論パネルは、今次理事会に対し、メタン破壊のフレア効率は、フレア温度、フレアガスの滞留時間、風況（turbulence or wind conditions）といった要素の関連によって決まるため、フレア温度のみの計測からは正確な排出削減（メタン破壊）を計測できず、よって代用とすべきではないとの考え方を示した。加えて方法論パネルは、フレア効率が実測されない場合には、デフォルト値として 50%を適用するとの勧告を行った。

今次の理事会会合では、閉鎖設備の中で行われる場合（enclosed flare）とそうでない場合（open flare）に同様に厳格なデフォルト値を設定することに多くのメンバーが疑義を示した。その結果、①enclosed flare の場合にはフレア効率について実測を行う場合の要件、頻度を示し、実測が行われない場合のデフォルト値を 90%とすること、②open flare の場合には、フレア効率の実測が行

¹¹ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 20, 21

われない場合にはデフォルト値を 50%とすること、が合意された。これに基づき、関連方法論の改訂が行われた。

2-2. 個別方法論の検討

(1) 承認勧告方法論 (A 判定)

●「BRT (Bus Rapid Transit : 専用バスレーンの整備) プロジェクトの方法論」(AM0031)

特段の議論はなく承認された。これにより、交通部門を対象とした初の方法論が誕生した。この方法論は、ボゴタ (コロンビア) におけるプロジェクトをベースに提案された方法論 (NM0105-rev) に基づくもので、燃料効率の低いバス車両の代替、バス専用道路の整備等を通じて、プロジェクト領域内の交通部門の GHG 排出を削減する内容となっている。

●「排ガス、排熱利用コジェネレーション方法論」(AM0032)

カーボンブラック工場の排ガスを利用したコジェネレーションプロジェクト (インド) をベースに提案された方法論 ((NM0107-rev) に基づく。この方法論は、工場内の排熱を利用した発電が同一のサイトで行われることを適用条件としているところ、これについて理事会メンバーより、排ガス・排熱を輸送し離れた地点で発電利用が行われるケースもあるため、適用条件を広げるべきとのコメントが出された。こうしたケースでは、輸送途中の排ガスの漏洩や熱量のロスを算定する必要があるため、本件については方法論パネルにて検討を加えることとし、本方法論については勧告通り承認された。

●「セメント製造における非炭酸原料利用」(AM0033)

特段の議論はなく承認された。セメント製造に用いられる炭酸原料を非炭酸原料に代替することにより、セメントの製造工程から発生する GHG 排出を削減する内容となっている。ブラジルのセメント工場でのプロジェクトをベースとして提案された方法論 (NM0123-rev) に基づく。

●「硝酸工場のアンモニア燃焼設備内における触媒を用いた N_2O 削減」(AM0034)

硝酸の製造過程におけるアンモニアの酸化反応炉内で発生する N_2O を、触媒を用いて分解する内容 (secondary 方式) となっている。これまでに、テールガスの処理を対象 (tertiary 方式) とした方法論 (AM0028「硝酸の生産工程から排出される N_2O の回収・破壊」) が策定されている。これにより、 N_2O の破壊処理を行うための方法論が 2 件成立した。南アフリカ共和国でのプロジェクトをベースとして提案された 2 つの類似方法論 (NM0143、NM0164) をベースとしている。

理事会では、モニタリングにおける不確実性への対処について議論が行われたが、こうした問題は横断的課題として方法論パネルにて検討中であることから、当該方法論については方法論パネルの勧告通り承認し、不確実性の問題については方法論パネルにて引き続き検討を行うべきとの議論があった。

（２）条件付差し戻し勧告が出された方法論（Ｂ判定）

以下の方法論について、条件付で差し戻しとすることが合意された。

- NM0141 「105MW 天然ガス・コジェネレーション」
- NM0134 「バガス利用ボイラーの効率改善」
- NM0149 「高純度ガス製造における燃料転換」
- NM0150 「白熱灯から蛍光灯への代替普及（ガーナ）」
- NM0152 「電力系統の延伸」
- NM0157 「白熱灯から蛍光灯への代替普及（中国）」

NM0157 については、方法論パネルより C 勧告が出されていたところ、その根拠について理事会メンバーより疑義が示された。検討の結果、方法論提案者による修正、明確化等を求める B 判定とすることが合意された。これまでのところ、提出された新規方法論の判定基準についての明確なクライテリアを示す文書の策定等を行われていない。ただし、C 判定とするおおまかな判断基準は、提出された方法論に求められる改善の程度が大きく、方法論の再審査を行うためには、あらためて方法論パネルの専門家審査（desk review）が必要と考えられることが CDM 理事会メンバーの間での共通認識となっている。また、C 判定とされた方法論の再提出を行うためには、方法論提案料の支払いを含む手続きをあらためて行うことが求められることになる。こうした観点も含めて、NM0157 の C 判定が再考された。なお NM0157 のベースとなっているプロジェクトには、（社）日本電機工業会が参加している。

（３）不承認勧告方法論（Ｃ判定）

以下の方法論について、不承認とすることが合意された。

- NM0118-rev 「ビール工場における省エネルギー」
- NM0156 「都市ごみの嫌気処理によるメタン回収・利用」
- NM0154 「セメント工場における予熱装置の改修」

NM0154 については、方法論パネルより B 勧告が出されていたところ、方法論の適用が過度に複雑であるといった理由から、C 判定とすることが合意された。

なお、NM0158 「BRT 及び交通インフラ新設によるマイカー輸送の代替」については、方法論パネルより C 勧告が出されていた。しかし、当該方法論の検討に関与した方法論専門家の利害関係に関する疑義が理事会メンバーより示されたため、当該方法論についての判定は保留され、方法論専門家による検討も含めて方法論パネルが再検討を行うこととなった。

（４）承認済み方法論の改訂

以下の方法論について、方法論パネルの勧告に基づき改訂を行うことが検討され、合意された。

●「天然ガス利用コジェネレーション（AM0014）」

この方法論は、コジェネ設備からの熱・電力の供給者と、それを用いる工場（需要者）とが別個の主体であること適用条件としていたところ、工場で設備を所有する当事者がコジェネ設備の導入を行う場合を含めるとの改訂が合意された。

●「工場排水のエネルギー利用（AM0022）」

この方法論は、工場排水から回収された排ガス（メタン）を用いて熱利用または発電が行われることを適用条件としていたところ、フレア処理のみによる GHG の排出削減を行う場合を適用条件に含めることが勧告された。また、ベースラインの算定に関する追記が、勧告どおり承認された。

●「セメント生産における化石燃料の部分的代替（ACM0003）」

この方法論下で利用可能な代替燃料に関する明確化要請が外部より出された。これを受け方法論パネルは、バイオマス起源の廃棄物で、バイオマスとして利用しようとする際に多量のエネルギー消費または GHGs 排出が発生する場合は、適用不可能との見解を示した。これについての明確化を行うための改訂が勧告され、理事会にて承認された。

●「石炭、石油燃料の天然ガスへの燃料転換に関する統合方法論（ACM0009）」

石炭、石油燃料を使用している工場設備を対象とした方法論であったところ、適用可能条件に、既存の地域暖房システムにおける熱専用ボイラーの燃料転換を含めることが勧告通り合意された。

●「埋立ガスに関する統合方法論（ACM0001）」

フレアリングの効率性の計測（前述 2－1．参照）について、改訂が承認された。また、埋立ガスのエネルギー利用が行われず、フレアリングのみが行われる場合のモニタリング要件についての改訂が承認された。

●「炭層・炭鉱メタンの統合方法論（ACM0008）」

フレアリングの効率性の計測（前述 2－1．参照）について、改訂が承認された。

●「家畜糞尿処理システムからの GHG 排出削減（AM0006）」及び「家畜の飼料管理による糞尿処理の改善（AM0016）」

両方法論は、前回の理事会会合（EB24）の決定により、フレア効率の規定が欠如していたことから使用停止とされていた。今次会合の結果、フレア効率に関する規定については前述のとおり合意が成立した。

他方、方法論パネルは、フレア効率に関する改訂のほかに、メタン変換係数（MCF：methane conversion factor）について、「国別インベントリーの IPCC ガイドライン 2006（Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories）」に基づき、両方法論をさらに改訂する旨、勧告を行った。これを受けた今次の理事会では、本件について、その内容の面と手続きの面の両面について議論が紛糾した。このため、当該の改訂内容を承認した上で両方法論の使用停止を解除すること

の是非について、投票¹²が行われた。この結果否決され（賛成 7：反対 3）、両方法論は引き続き使用停止とされる一方、方法論パネルに対し、両方法論の統合について、①フレア効率に関する今次理事会の決定、②MCF に関する勧告と専門家の見解、③これまでに寄せられたパブリック・コメント（EB24 決定により 5 月 19 日～6 月 16 日に実施）といった点を勘案しつつ、検討を進めることが要請された。

（５）統合方法論の検討

工場の排ガスを利用したコジェネレーション方法論について、この度理事会で承認された AM0032「排ガス、排熱利用コジェネレーション方法論」と、既存の類似方法論（ACM0004「排ガス・排熱の発電利用に関する統合方法論」）とを統合するべきとの見解が、方法論パネルより示された。

前回の CDM 理事会会合において、方法論の統合化に関する一般的な手続き上の問題が議論されたところであり¹³、今次会合においても、同様の点に留意することを求める見解が理事会メンバーより示された。その上で、方法論の統合化を検討する方向で合意された。

２－３．フォーム・手続きの改訂

（１）方法論関連フォーム及び PDD 記述ガイドラインの改訂：

新規方法論の提出フォームの改訂（CDM-NM）を受け、PDD の提出フォームをはじめとする下記フォームが改訂された：

- CDM-PDD：PDD の提出フォーム
- CDM-NMmp：方法論パネルから CDM 理事会への勧告フォーム
- CDM-NMpu：方法論についてのパブリック・コメント提出フォーム
- CDM-NMex-3d：方法論の専門家審査（主担当）フォーム
- CDM-NMex-2d：方法論の専門家審査（副担当）フォーム

また、これとあわせて、「PDD 記述ガイドライン」を改訂することが合意された。本件の議論に際し、レビュー要請が出されるプロジェクトの件数が増大していることを背景に、理事会メンバーから以下のコメントがあった：①PDD の追加性立証の記述は、追加性立証につながる有効な証拠、論拠のみを記載し、冗長な記述は避けることを明記すること、②追加性立証の正当性を CDM 理事会が検討するための情報は、秘匿情報であっても、CDM 理事会、DOE 及び RIT に対しては提出を求めることを明記すること¹⁴。この結果、マラケシュ合意の記述に従い、②の主旨が反映

¹² マラケシュ合意、パラグラフ 15 により、4 分の 3 の賛成が得られれば可決される（理事メンバー 10 名に対し 8 名の賛成が必要）。

¹³ EB24 において、方法論の統合やそれに伴う廃止等は、どのような条件を満たした場合に、どのような目的で行われるのか、基準が不明確であるとの問題意識が理事会メンバーより示された。討議の結果、CDM 理事会への勧告を行う際には、その正当性について十分な論拠（substantiated justification）を示すこと等が方法論パネルに要請された。

¹⁴ マラケシュ合意、パラグラフ 6 により、追加性立証、ベースライン方法論の記述及び適用、環境アセスメント

された。

（２）方法論関連手続きの改訂

上記フォームの改訂を反映して、「新規方法論の提出及び審査手続き」及び「承認方法論の改訂手続き」の改訂が合意された。また、手続きの改善及び明確化のための下記改訂が合意された：

「新規方法論の提出及び審査手続き」

- ① 提案される新規方法論の事前審査（pre-assessment）の判定の結果が“2（方法論パネル・CDM 理事会による審査にあげられずプロジェクト参加者に返却）”とされた方法論が再提出される場合には、改めて方法論提案料（US\$1,000）を求めること；
- ② 方法論の審査を行う専門家に対し事務局より支払われる審査料金について、方法論のページ数を勘案したもの（100 ページ超の場合は超過 30 ページごとに事務局から支払われる審査料金を一日分追加）とすること（AR 方法論についても適用され、該当手続きが改訂される）。

「承認方法論の改訂手続き」

明確化、及び／もしくは改訂要請を受けて方法論が改訂される場合に、当該の改訂が有効となる期限について、従前では会期中の決定を行った日とされていたところ、CDM 理事会レポートが UNFCCC の公式 HP に公表される日（通常、レポートの採択から 5 日以内）とすること。

3. 植林・再植林 CDM

今次理事会会合では、6 月 13 日～14 日に第 9 回植林ワーキング・グループ（AR-WG）会合が行われたことを受けて、下記について検討された。また、AR-WG の副議長として、藤富正晴氏に代わり黒木昭弘氏の就任が合意された。

3-1. 個別方法論の検討

第 9 回 AR-WG での検討の結果、新規の提出方法論についての勧告が CDM 理事会に提出された。理事会での検討の結果、AR-WG の勧告通り、以下の方法論を不承認（C 判定）とすることが合意された。

- ARNM0022：“Afforestation of the cropland through agro-forestry practices in 3658 Ha. area in Khammam District of Andhra Pradesh, India under ITC’s Farm Forestry Project”
- ARNM0023：“Rubber outgrowing and carbon sequestration in Ghana (ROCS-Ghana)”
- ARNM0025：“Selva Central Climate Action Project”

なお下記 3 つの方法論については、次回会合までに承認勧告を出す方向性で作業が進められている。

に関する情報は秘匿情報とみなされない旨規定がある。

- ARNM0015 : “Reforestation as Renewable Source of Wood Supplies for Industrial Use in Brazil”
- ARNM0019 : “Reforestation around Pico Bonito National Park, Honduras”
- ARNM0020 : “Afforestation for Combating Desertification in Aohan County, Northern China”

また、予備勧告(Preliminary Recommendation)が出された AR 方法論 2 件のうち、ARNM0021 に係るプロジェクト (“Chocó-Manabí Corridor Reforestation and Conservation Carbon Project”) には、日本から (株) リコーが参加している。

3-2. 横断的課題

(1) 植林・再植林プロジェクト及び非 AR プロジェクトにおける排出源のダブルカウント

植林・再植林 (AR : afforestation, reforestation) の CDM プロジェクトから発生するバイオマスが、他の CDM プロジェクトにフィードストックとして供給される場合等がある。この場合、AR プロジェクトにおける排出源と、AR でないプロジェクトの排出源とのダブルカウントが行われる可能性があるため、これを避けるためのガイダンス¹⁵が理事会に提出された。今次理事会会合の結果、当該勧告をベースとして、かかる場合に対処するための基本的なガイダンスについて合意された。

具体的には、植林・再植林活動に伴う排出は、植林・再植林 CDM 活動において算入することとし、エネルギー利用のためのバイオマス生産に伴う排出は、バイオマスのエネルギー利用を行うプロジェクト活動において算入する。ただし、バイオマスのエネルギー利用を行っているプロジェクト活動で、植林・再植林活動を行う登録済みプロジェクトから供給されるバイオマスを用いる (バイオマスの購入契約がある) 場合には、バイオマス生産に係る排出を算入する必要はない、としている。

本件の具体的事例として、植林を行い、持続可能な産業用燃料として供給するといった、植林・再植林プロジェクトと、排出削減プロジェクトとを組み合わせたケース等が想定される。こうしたプロジェクトで、植林時の施肥により発生する N₂O 排出等を、どのプロジェクトでカウントすべきかといった問題がある。

AR-WG による勧告は、①GHG 排出 (上記の例では施肥による N₂O 排出) については AR プロジェクト下でカウントする必要はない (非 AR プロジェクト下でカウントすることを示唆)、② AR プロジェクトにおけるリーケージ^{vi} (すなわち、プロジェクト領域外の炭素蓄積量の減少。上記の例では、植林活動の結果、植林活動以前に行われた土地利用が他の土地の森林伐採をもたらす場合等) については AR プロジェクト下でカウントすることが勧告されていた¹⁶。こうした LCA 的観点、通常プロジェクトにおいても求められるようになっている (例 : ACM0009 において、

¹⁵ AR-WG09 レポート、Annex 1

¹⁶ この背景として、AR プロジェクトから創出される tCER、ICER はいずれもテンポラリーな位置づけであるため、上記例の N₂O 排出のように永続的なものとして通常プロジェクトにおいてカウントし、カーボンプール減少のリーケージについては、同様の性質であることから AR としてカウントすべきといった考え方があった。

天然ガス生産の上流過程でのメタン排出がカウントされる)。

(2) フォームの改訂

これまでに方法論の提出フォーム (CDM-AR-NM) の改訂及び、通常プロジェクトの関連フォームが改訂されたことを受けて、植林・再植林 CDM に関する下記の各種フォームの改訂が理事会にて承認された。

- F-CDM-AR-SUMar : AR-WG から CDM 理事会への勧告 (概要) フォーム
- F-CDM-AR-NMar : AR-WG から CDM 理事会への勧告フォーム
- F-CDM-AR-NMpu : AR 方法論についてのパブリック・コメント提出フォーム
- F-CDM-AR-NMex-3d : AR 方法論の専門家審査 (主担当) フォーム
- F-CDM-AR-NMex-2d : AR 方法論の専門家審査 (副担当) フォーム

4. 小規模 CDM

第 6 回小規模 CDM ワーキング・グループ (SSC-WG) 会合が開催され (2006 年 6 月 13 日～14 日)、第 6 次レポートが提出された。また、前回 CDM 理事会会合では、第 5 回 SSC ワーキング・グループ会合の開催 (2006 年 3 月 30 日～31 日) を受けて、第 5 次レポートが提出されたが、ほとんどの議題が先送りされたため、今次理事会では、第 5、6 回 SSC-WG 会合の検討結果を併せ、以下の検討が行われた。

4-1. 方法論の検討

(1) 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換に関する方法論の検討

CDM 理事会では、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマス¹⁷への転換を行うプロジェクトの方法論の策定は重要な検討課題のひとつとなっている。これまでに SSC-WG は、2 つの方法論カテゴリーを新設する勧告を行った。これを受けた理事会の議論 (EB23) をふまえ、リーケージに関する検討を加え、今次の理事会に対して改めて下記の 2 方法論の採択を勧告した：

- Category I.E Switch from non-renewable biomass for thermal applications;
- Category II.G. Energy efficiency measures in thermal applications of non-renewable biomass

今次理事会の検討の結果 (下記<参考>参照)、両方法論の承認は否決された。本件については、COP/MOP1 決定¹⁸により方法論の開発が求められているものの、本件に関する今後の対応等については特段議論がなく、COP/MOP2 に対しては、CDM 理事会の承認に至らなかった経緯と理由について報告を行うことになるものと考えられる。

¹⁷ 定義については、EB23 レポート、Annex 18 参照。

¹⁸ COP/MOP1 決定、パラグラフ 29、30

<参考 1：非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換に関する方法論についての議論>

SSC-WG から提出された方法論では、現在プロジェクト対象地域で使用されている非再生可能バイオマスが枯渇した時には、化石燃料が用いられることを想定してこれをベースラインとし、再生可能燃料で代替することによる GHGs 削減が行われるとされている。

両方法論の提出とあわせ SSC-WG は、すでに登録されたプロジェクト等をベースに、これらの方法論が適用された状況を想定し¹⁹、そこで再生可能バイオマスに代替される非再生可能バイオマスの炭素含有量から求められる GHGs 削減量と、取引費用のシミュレーション結果を CDM 理事会に提出した。シミュレーションの結果、これら 2 つの方法論から得られる CER は、従前の方法論（EB21 にて廃止決定）と比較し、26%～35%までに著しく減少することが示された²⁰。

今次の理事会での議論では、上記方法論の承認反対の立場からは、ベースラインの設定方法に関する疑義や、プロジェクト実施前に意図的な森林伐採等を誘発する“perverse incentive”に対する懸念が示された。また、当該方法論に関して提出された SSC-WG による分析結果をふまえ、大幅な CER 減少をもたらす方法論策定の有用性を疑問視する見解も示された。他方、承認賛成の立場からは、非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換方法論は、後発途上国の貧困層にとって CDM 活用の糸口となるものであり、方法論の「完璧さ」を追求するのではなく、実用的な観点から迅速な策定を目指すべきといった考え方が示され、CDM 理事会メンバー間で賛否が分かれた。本件については、CDM 理事会においてこれまでも長く議論が行われてきたこと等から、当該 2 方法論の承認について投票が行われた結果、否決（賛成 6、反対 4）された。

（2）バイオ燃料を用いたプロジェクト活動の方法論

バイオ燃料を用いたプロジェクト活動の方法論を追加するため、SSC-WG にてその素案が検討されている。SSC-WG は、バイオ燃料の生産と使用について更なる情報が必要であるとの見解から、パブリック・コメントの受付を行うこと等を勧告した²¹。

今次理事会では、バイオ燃料に関する上流過程での排出の扱い等技術的課題やダブルカウントの問題について方法論パネルでも検討されているところであるため、SSC-WG は、方法論パネルの検討結果を待つこととされた。

（3）その他の個別方法論

「小規模 CDM 簡便化方法論」の改訂等についての検討結果は下記の通り。

¹⁹ ソーラークッカーの導入による NRB の RB による代替（仮想プロジェクト）、インドネシアにおけるソーラークッカーの導入による NRB の RB による代替（既存の CDM プロジェクト #0218 を用いた場合を想定）、ネパールにおけるバイオガスの使用普及（既存の CDM プロジェクト #0136 を用いた場合を想定）。

²⁰ SSC-WG05 レポート、Annex 7

²¹ SSC-WG が検討課題として挙げた課題は次のとおり：化学肥料、交通部門排出、エステル化反応による排出からの負のリークageの考え方及び数量化；グリセリン、ソイミール等の製品へのクレジットから発生する正のリークageの考え方及び数量化；バイオ燃料が化石燃料と混合される場合のエネルギー量、ベースライン排出量、排出削減量のモニタリング方法；代替燃料エンジン（flexible fuel engine）においてバイオ燃料の混合比率が様々である場合の排出削減量の計算及びモニタリング方法。

AMS.III.D「メタン回収」

適用条件を拡大し家畜糞尿処理を含めること、及び、プロジェクトの直接排出に関する追記（フレア効率等によるメタン残存量及び漏出の計測）が承認された。

AMS.III.G「埋立地メタン回収」

ベースライン排出及び排出削減の事後的算定の手続きを明確化するための改訂が勧告され、特段の議論はなく合意された。

AMS.III.I「嫌気性ラグーンから好気性処理への転換による排水処理におけるメタン発生回避」

排水のラグーン内滞留時間等に係る点について、適用条件の明確化が行われた。また、SSC-WG に対し、適用条件を 15℃以下の場合に拡大するための検討を行うよう要請することが合意された。

AMS.III.H「排水処理におけるメタン回収」

ベースライン排出量の計算式について追記を行うための改訂が勧告され、特段の議論はなく合意された。

AMS.I.D「系統連系型再生可能エネルギー発電」

これまでに改訂が重ねられた ACM0002（系統連系型再生可能エネルギー発電の統合方法論）との整合性を図るために、ベースラインの排出係数の求め方についての修正が勧告され、特段の議論はなく合意された。

AMS.III.B「化石燃料代替」、AMS.III.C「GHGs 低排出車による排出削減」、AMS.III.D「メタン回収」

プロジェクト活動からの直接排出について、それぞれ追加するための改訂が勧告された²²。表記上の修正が行われた上で承認された。

AMS.III.J「工業プロセスにおいて原材料として利用される CO₂の生産における化石燃料燃焼回避」
SSC-WG より新設が勧告されたところ、今次理事会の検討の結果、SSC-WG に対し、ベースラインにおいて CO₂が副生物として生産されている場合と、その他の副生物が発電目的に利用されている場合の扱いを勘案し、勧告案を再検討することを要請した。また、本件について、既存方法論（AM0027「無機化合物の生産における、化石及び鉱物起源 CO₂から再生可能起源 CO₂への置換」）との整合性を方法論パネルで検討するよう要請することが合意された。

4-2. 小規模 CDM の定義見直し

COP/MOP1 決定²³により、CDM 理事会は、小規模 CDM の閾値を含む小規模 CDM 全体の見直しを行い、その結果を COP/MOP2 に勧告することが求められている。これまでに、小規模 CDM

²² 他の 5 カテゴリーについては EB23 にて承認済み。

²³ 「CDMに関するCOP/MOP1決定」パラグラフ31

下での省エネルギープロジェクト（タイプ II）の形成が遅延していることや、小規模 CDM としての適格性条件がタイプ間で整合的でないこと等が問題となっている。

今次理事会では、SSC-WG の勧告をふまえ、省エネルギープロジェクト（タイプ II）に焦点をあて、現行の閾値²⁴の問題を含むプロジェクト開発の障害について、パブリック・コメントの受付を行うことが合意された（期間：7 月 24 日～8 月 14 日）。

なお、これまでのところ SSC-WG は、タイプ I（再生可能エネルギープロジェクト）の閾値の見直しについては特段の変更を勧告していない。他方、タイプ III（その他メタン回収処理等のプロジェクト）について、プロジェクト活動による排出削減量に 25,000t-CO₂/y の上限を設けることを暫定措置とする旨勧告を行い、前回の理事会会合にて合意された。今次の理事会会合に対しては、タイプ III の適格性を、従前のプロジェクト排出量ではなく、排出削減量を基準とするべきとの見解を示した。理事会はこれについて留意するとともに、SSC-WG に対し、3 タイプすべての定義見直しについて検討を進め、勧告を行うよう要請した。なお、前回理事会（EB24）での上限値設定においては、タイプ I の登録プロジェクトの平均削減量を参考にしたが、今次理事会の合意では、今後の本件に関する検討においてはタイプ I の登録プロジェクトの中で最大排出量を考慮するよう求めており、上限値や定義の見直しにおいてその拡大を指向することを示唆した。

本件については、パブリック・コメントの結果等をふまえながら、引き続き検討が行われることになる。COP/MOP2 までに行われる SSC-WG の会合は、残すところ 1 回となっており、本件の重要性に鑑み、COP/MOP2 以降に先送りされることがないよう、次回 SSC-WG 会合において、効率的、重点的に検討がなされることが望まれる。

4－3．その他の横断的課題

（1）小規模 CDM の CCS 方法論の扱い

これまでに SSC-WG に対し、CO₂ の海洋貯留に関する方法論が提出されている（SSC_038、再提出により SSC_0049）。これまでの CDM 理事会の検討要請に基づき SSC-WG が当該方法論の定性評価を行い、永続性、漏出、プロジェクト領域の 3 つの論点に関する技術的な問題点に加えて、用いられている海洋貯留技術の成熟度や海洋環境への悪影響の 2 つの問題点を指摘した。技術の成熟度に関してはさらに、先進国においても実用化に至っていない実験レベルの技術を CDM に適用しようとするための検討により、WG やパネルがポテンシャルの低い技術の検討に多大な労力を費やすことになるとして、SSC-WG は、こうした方法論の提出について否定的な見解を示した（後述（8）参照）。

今次の理事会では、本件については WG 内のみで検討するのではなく、専門家の見解を反映するべきとの意見が出された。このため、今次理事会に対し方法論パネルより示された分析結果（上記 2－1．参照）をふまえ、専門家による分析を求めることが合意された。

²⁴ 省エネルギー・プロジェクト（タイプ II）の適格要件は、「年間 15GWh 相当量までの、供給及びまたは需要サイドにおけるエネルギー消費を低減するエネルギー効率改善」（マラケシュ合意）とされ、GHG 削減量の規模に制限がかかる規定となっている。

（２）再生可能エネルギーのキャパシティに関するガイダンス

CDM 理事会では、小規模 CDM タイプ I（再生可能エネルギー）の適格性（マラケシュ規定により設備容量 15MW 以下）を具体的に定義するため、様々な再生可能エネルギーの発電設備能力に関するガイダンスの検討を行っている。今次理事会に対し SSC-WG は、①太陽熱利用設備についてのガイダンス、②バイオマス、バイオ燃料、バイオガスの熱利用についてのガイダンス採択を勧告した。

今次理事会の検討の結果、②については、こうしたケースの小規模プロジェクトとしての適格性は、バイオガス燃焼設備の熱容量に基づき決定するとの SSC-WG の勧告に基づき、タイプ I の適格性（設備容量 15MW 以下）の熱容量換算に相当する 45MWth（熱出力）を設備能力の閾値とすることを合意した。

他方①については、熱の集積面積から熱量に変換する際の係数（0.7kWth/m²）について疑義が示されたため、非附属書 I 国で通常用いられる当該設備の仕様を勘案し再検討することが合意された。

（３）IPCC デフォルト値の使用

これまでに DOE から出された逸脱要請²⁵として、ベースライン排出の算定に用いられる燃料の炭素含有量について、プロジェクトのホスト国において複数の公式情報が存在するため、IPCC の数値を用いることが提案された。理事会（EB23）の検討の結果、小規模 CDM における当該逸脱要請を容認することとし、同時に、こうした状況への対応を横断的課題として検討することが合意された。

SSC-WG の勧告をふまえ今次の理事会では、本件に関し、IPCC のデフォルト値の使用は、国、プロジェクトに固有なデータが入手不可能または困難な場合にのみに使用可とするということが合意された。

（４）CDM プロジェクトにおけるバンカー燃料の扱い

SSC-WG に対し、パイプラインの設置による国際バンカー油（国際船舶用重油）の削減を通じた GHGs 削減を内容とする方法論（SSC_039）が提出された。これを受けて、国際バンカー油（国際船舶用重油）起源の GHGs 排出削減は CDM 活動として認められないことが確認された。

国際バンカー油起源の二酸化炭素排出量は、これまでの UNFCCC 決定により国別排出インベントリーに計上しないこととされている（ただし、参考値として欄外に含めることは可能）。

（５）バイオマスを用いた小規模 CDM プロジェクト活動におけるリーケージに関するガイダンス

²⁵ プロジェクトの登録承認を受けた PDD に記載されているモニタリング計画を、プロジェクト実施段階において変更すること（deviation）を希望する場合、CDM 理事会に対して要請を行うことが求められる。EB21 参照。

バイオマスを用いた小規模 CDM プロジェクトにおけるリーケージの問題について、SSC-WG と AR-WG とが共同で検討を行った。今次理事会の結果、「小規模 CDM 簡便化方法論」へのガイドラインとして下記を追記することが合意された：

- CDM プロジェクトにより深刻なリーケージが発生し得る排出源として次の 3 タイプを特定：
 - A：プロジェクト実施前の活動移転（シフト）による森林伐採等
 - B：バイオマス生産に伴う排出
 - C：バイオマス利用の競合関係
- さらに、リーケージ効果が深刻である（＝PDD 作成に際しリーケージ効果を考慮する必要がある）と考える基準を、上記 A、B については排出削減の 10%を上回ること、C については利用可能なバイオマスが当該のプロジェクト活動を含む需要の 25%を下回ることとした。A のケースでは、リーケージ発生の可能性をプロジェクト参加者が社会調査等に基づき算定すること等を求める内容となっている。

こうしたリーケージの勘案は、例えば燃料として利用される農作物（energy crop）のための土地開発が、森林等の土地利用が行われている地域において不当に行われることを回避する狙いがあるものと考えられる。

（6）フォームの改訂

DOE、プロジェクト参加者等が方法論に関する明確化、改訂要請、及び新規方法論の提出を行う際に用いるフォーム（F-CDM-SSC-Subm）の改訂が承認された。

（7）「SSC の PDD 記述ガイドライン」の改訂

新規方法論の提案に関連して求められる情報について、下記勧告が承認された：

- ① 新規方法論を提出する際には、具体的なプロジェクトのドラフト PDD をあわせて提出すること²⁶；
- ② これに加えて、既存の通常規模プロジェクトの方法論が適用できず、小規模方法論が必要である証拠を提出すること。

これらに伴い、「SSC の PDD 記述ガイドライン」の改訂が行われた。

（8）小規模 CDM 新規方法論の提出に関するその他の決定事項

外部から SSC-WG に対して、これまでの理事会決定の理由説明を求める提出書が散見されることから、今次の理事会での検討により、SSC-WG はこうした要請に対して回答する義務はないことが確認された。本件については、SSC-WG はキャパシティ・ビルディングや情報配布の役割を負うものではないとの見解が理事メンバーより示された。

²⁶ 通常規模プロジェクトの方法論の提出に際しては、こうした PDD の提出が求められる。

SSC-WG は、先進国においても実用化に至っていない実験レベルの技術は CDM に適用されるべきではなく、プロジェクト参加者が CDM プロジェクトに用いる技術は、field conditions において実証済みであり、一般的に受容されていることを示すべき、との見解を示した。理事会においてこうした見解が合意された。

5. プロジェクト登録

5-1. レビュー実施中の登録申請案件に関する検討

前回理事会での検討の結果、4 件のプロジェクト（インドにおける風力発電プロジェクト 2 件（#0221, #0224）、メキシコにおける省エネルギープロジェクト 2 件（#0311, #0317））についてレビュー実施が決定された²⁷。今次会合では、各プロジェクトについて、A：登録承認、B：DOE、プロジェクト参加者に修正を求めた上で登録承認、C：不承認の、3 つのケース分けが検討された。

この結果、4 件すべてについて不承認（reject）とすることが合意され、CDM 理事会に登録申請がなされたプロジェクトが不承認とされた初のケースとなった。これらプロジェクトに対するレビュー要請の理由としては、いずれも追加性立証の問題等が挙げられていたことは明らかになっているが、個別プロジェクトの審査に関する検討は非公式会合（非公開）の場で行われるため、不承認とされた直接的な理由等についての説明はなかった。

5-2. 登録申請プロジェクトのレビュー要請に関する検討

登録申請が行われたプロジェクトのうち、3 名以上の理事メンバーよりレビュー要請が出されたプロジェクトについて検討が行われた。今次理事会では該当プロジェクトは 28 件にのぼった。各プロジェクトを、A：申請通り登録、B：修正を求めた上で登録承認、C：レビュー実施、の 3 つのケースいずれかに分類するために、レビュー要請の発表から CDM 理事会会合開催までに寄せられたプロジェクト参加者と DOE からの回答等をふまえ検討が行われた。結果として、登録申請通りに登録が承認されたプロジェクト（A）は 4 件にとどまった。懸念事項が残るプロジェクトについては、17 件を修正条件付登録（B）とし、残る 7 件についてはレビューを実施することが決定された。レビュー実施が決定されたプロジェクトについてはレビュースコープが決定され、その主な内容は、方法論の適用方法、追加性立証等の問題点となっている（別紙参照）。

5-3. 逸脱要請

前回理事会会合以降に DOE より提出された個別の逸脱要請についての検討（非公開）が行われた²⁸。

²⁷ http://cdm.unfccc.int/Projects/under_review.html

²⁸ <http://cdm.unfccc.int/Projects/Deviations> 参照。

5-4. 登録審査プロセスに関する検討

登録審査プロセスに関連して、下記の決定が行われた²⁹。

(1) RIT（登録・発行チーム：Registration and Issuance Team）³⁰の規定改訂

RIT の作業を効率化させることを目的として、TOR (terms of reference) を改訂することが合意された。主な変更点として、RIT メンバーの定員増加や、RIT 議長となる CDM 理事会メンバーは、プロジェクトの評価 (appraisal) を通じて DOE のパフォーマンスについてもチェックすること等が記載された。これは、CDM 理事会によるプロジェクトの審査に際し、DOE の業務の質 (performance) についての懸念³¹が CDM 理事会メンバーから示されてきたこと等が背景となっていると考えられる。

<TOR の改訂点>

- RIT メンバーの定員を従前の 10 名から、20 名に増加；
- RIT 議長 (CDM 理事会メンバーから 1 名ずつ交代) の責務として、プロジェクトの評価書を作成した RIT メンバーの補助を得ながら、(当該プロジェクトに対する有効化審査、認証・検証業務を行った) DOE の業務の質について評価を行うこと；
- RIT メンバーが評価書を作成する際の、方法論専門家に対する協力要請は義務ではないことについて表記を明確化し、方法論専門家の協力を要請する際の日限を規定 (登録要請の場合 2 日以内、CER 発行要請の場合 1 日以内)；
- (登録申請、CER 発行申請ともに) 3 名以上の理事会メンバーよりレビュー要請がなされたプロジェクトについて (プロジェクト参加者及びまたは DOE からの) 回答が提出された場合には、当該プロジェクトの担当 RIT メンバーは、2 営業日以内にこれらの回答の評価書 (appraisal) を作成すること。

(2) 「登録申請プロジェクトのレビュー実施手続き」³²の改訂

上記 (1) の改訂とも関連して、登録申請がなされたプロジェクトについての明確化や軽微な修正をプロジェクト参加者や DOE に対し求める場合の手続きである「登録申請プロジェクトのレビュー実施手続き」の改訂が行われた。

<「レビュー実施手続き」改訂点>

- 今次理事会の決定等を反映した事務局による提出書類チェック審査項目の追加；

²⁹ 公式会合の間では、これらについての議論は行われず、議論の経緯、詳細は不明である。

³⁰ 登録・CER 発行申請がなされたプロジェクトの審査、理事会に対する勧告作成にあたる専門家チーム。

³¹ DOE 側はこれまでに PDD 等の提出書類中の誤り等におけるマテリアリティ (重要性) の観点を CDM 理事会は検討する必要があるといった考え方を示しており、DOE の業務に求められる精密さの水準については CDM 理事会と DOE との間で見解の相違がある。

³² "Clarifications to facilitate the implementation of the procedures for review as referred to in paragraph 41 of the modalities and procedures for a clean development mechanism"

- レビュー要請が 3 名以上の理事会メンバーから出された場合には、DOE・プロジェクト参加者は、2 週間以内に（ただし CDM 理事会会合開催 2 週間前までに）、修正や明確化要請についての回答を提出すること；
- RIT メンバーはこれらの回答の評価書を作成すること；
- 事務局は、CDM 理事会議長のガイダンスのもと、レビュー実施如何についての CDM 理事会の検討資料を作成すること。

（３）ホスト国の電力系統に関する情報

CDM 理事会は、これまでに登録が行われたプロジェクトの PDD に用いられた電力系統の排出係数に関する情報を集積し、提出することを事務局に要請した。これまでに、同一のホスト国における同一の地域であっても、プロジェクト参加者が用いるデータ等の違いにより、異なる排出係数が提示されるケースがあるため、プロジェクト審査の合理化を図るとの背景があると考えられる。

５－５．登録申請に関連するガイダンス等の検討

（１）適用方法論の変更

有効化審査の期間中、パブリック・コメントの受付が行われた後に、プロジェクト参加者が適用方法論の変更を希望する場合等の取扱について、DOE よりガイダンス要請が出された。具体的には、次の 2 つのケースについて検討が行われた：①適用方法論が変更される場合；②プロジェクト参加者が適用した方法論について、理事会による改訂決定がなされた場合に、同一方法論のバージョンを変更する場合。

今次理事会の検討の結果、前者のケースについては、当該プロジェクトの PDD を再度 30 日間³³のパブリック・コメントにかけることを DOE に対し要請し、後者のケースについては、再度パブリック・コメントにかけるか否かは改訂方法論に記されるガイダンスに従うこととすることが合意された。

（２）早期実施プロジェクトによる遡及クレジット^{vii}

COP/MOP1 により、プロジェクト参加者が遡及クレジットを求める場合、「2005 年 12 月 31 日までに有効化審査の要請または方法論の提案が行われたプロジェクトで、2006 年 12 月 31 日までに登録されたプロジェクトについては遡及クレジットの発行を認める」との決定³⁴が行われた。これを受けて CDM 理事会（EB23）において遡及クレジットが認められる要件として、「有効化審査の要請は、PDD が DOE に対して当該期限までに提出されていることとし、DOE のシステム上、その認証が可能であること」とするガイダンスを出した。

³³ 通常の有効化審査要件のひとつとして求められるパブリック・コメントの受付期間と同じ。

³⁴ Further guidance relating to the clean development mechanism, paragraph 4

今次の理事会会合では、DOE が、プロジェクト参加者が 2005 年 12 月 31 日までに有効化の要請を行ったことの証拠を事務局に提出するよう求めることについて合意した。

本件の具体的背景は不明であるが、登録申請が出されたプロジェクト審査に際し、早期実施プロジェクトとしての適格性またはその論拠を問題視する見解が理事会メンバーから示され、レビュー要請が出される場合があることが一因であると推察される。

6. CER 発行

6-1. 個別プロジェクトの CER 発行申請に対する検討

CER 発行申請が行われたプロジェクトのうち、3 名上の理事メンバーよりレビュー要請が出されたプロジェクトについて検討が行われた。今次理事会では、4 件のプロジェクトについて検討が行われ、各プロジェクトを、A：申請通り発行、B：レビュー実施、のいずれかのケースに分類する検討が行われた。3 件についてレビュー実施が決定された。(別紙参照)

6-2. CER 発行申請に関連するガイダンスの検討

(1) 「CER 発行申請プロジェクトのレビュー手続き」の策定

CER 発行申請が出されたプロジェクトのレビューに関する手続き案が事務局より提出され、検討の結果採択された。基本的には、「登録申請プロジェクトのレビュー実施手続き」(前出 5-4.)と同様の手続となっている。ただし、マラケシュ合意により登録申請プロジェクトと CER 発行申請プロジェクトとは自動承認期限が異なるため³⁵、両レビュー手続きの日限等には差異が設けられている。また、現行規定では CER 発行審査については、発行を認めるか認めないかの二者択一となっているところ、登録審査の場合と同様に、プロジェクト参加者に修正を求めた上で発行する措置を可能とすることが追記された。ただし、CER の算定に修正を求めた上で、修正後の CER 量を発行するとの措置は実質的にはこれまでも行われている。

(2) CDM プロジェクト活動の CER 発行後におけるクレジット期間の変更

前回理事会会合(EB24)において、プロジェクトのクレジット期間を登録後に変更することを一定の条件の下で原則的に認める合意が行われた。その後、プロジェクト参加者から提出された変更要請は、すでに CER が発行されたプロジェクトに係るケースであったため、今次会合にて検討を行い、こうしたケースにおいてもクレジット期間の登録後の変更が可能であることが確認された。

(3) モニタリング報告の公表手続き

³⁵ マラケシュ合意、パラグラフ 41、65

プロジェクト参加者は、CER 発行申請に至る手続きの一環として、「モニタリング報告の公開手続き」³⁶に基づき、DOE を通じモニタリング報告書を公開し、パブリック・コメントの受付を行うことが求められる。こうした手続きを経て事務局に提出される CER 発行申請の書類審査 (completeness check) において、次の点が問題となっている。すなわち、モニタリング報告書の公開と並行して行われる DOE の認証結果によってモニタリング報告に修正が加えられる場合、事務局に提出されたモニタリング報告書と、DOE による認証のベースとなったモニタリング報告書に齟齬が生じるケースがあるという問題である。

今次の理事会では、①公開されるモニタリング報告書は、DOE の認証に先立ちプロジェクト参加者が作成したものであること、②DOE の認証作業の結果、修正が求められ、モニタリング報告書が改訂される場合には、CER 発行要請フォームとともに改訂版報告書を追加情報として提出すること、という点について確認が行われた。

(4) モニタリング計画の変更手続き

プロジェクト参加者が作成するモニタリング計画は、CDM プロジェクトとしての登録後も、規定 (Decision 3/CMP.1) に従い変更が可能であり、理事会は、それに関する具体的手続きを策定する必要がある。今次の理事会会合では、こうした要請が多数提出されることを避けるために、登録が行われたプロジェクトについては、モニタリング計画の変更申請を認めるべきではないといったコメントがあった。本件についてのマラケシュ合意の規定等を勘案し、手続き案の策定が進められることが合意された。

(5) ユニラテラル CDM^{viii}の発行手続き

非附属書 I 国のみにより実施される CDM プロジェクト (ユニラテラル CDM) の扱いに関しては、こうしたプロジェクトの登録は認めるとともに、ユニラテラル CDM から発生する CER を先進国 (附属書 I 国) の口座に移転 (forward) する場合には、当該先進国からの承認レターを必要とする、との合意をこれまでの理事会で行っていた。そのため、今次の理事会会合に対しては、①当該承認レターに示されるべき要素と、②承認レター提出の様式 (modality) についての検討が求められていた。

これらの内容は、ユニラテラル CDM に対する柔軟性を左右する課題ともなり得るが、今次の理事会では、承認レターに含まれる内容についてのみ検討が行われ、登録申請の際に提出が求められるものと同様とされたが、それ以上の特段階み込んだ議論は行われなかった。ただし、こうした議論の前提として、これまで明確な合意がなされなかった非附属書 I 国の口座から附属書 I 国の口座への CER 移転を是認していることには留意が必要である。

なお、既にユニラテラル CDM から発生した CER が、非附属書 I 国の保有口座に移転されるケースが発生していることが事務局により報告された。

³⁶ Procedures for Making the Monitoring Report Available to the Public in accordance with paragraph 62 of the Modalities and Procedures for the CDM (Version 01)

（６）プロジェクト参加者の定義

プロジェクト参加者の定義についての明確化を図り、既存の定義の改訂について検討が行われた。これまでの規定では、単に承認レターを発行しただけの Party もプロジェクト参加者として解釈され、CER の配分にあたり、手続きや合意の取り付けが煩雑になる可能性があった。こうした背景から、“project participants”と“Party involved”の関係について明確化が求められた。

今次会合の結果、“Party involved” は、プロジェクト参加者となることを明確に表明（PDD のセクション A3 に明記）した Party を指すこと（承認レターを発行したにとどまる Party が自動的にプロジェクト参加者とみなされることはない）を明記し、用語集の表記を改訂することが合意された。また、当該定義に関する記述と文書を統合することが事務局に対し要請された。

7. その他

7-1. DOE/AE フォーラムとの情報交換³⁷

DOE/AE フォーラム議長より、DOE/AE の視点に立った懸案事項が報告された。これに基づき行われた主な議論は下記のとおり：

DOE：レビュー要請が出されるプロジェクト数が増大しているが、DOE の間で、審査業務に求められる緻密さ等に関する見解にばらつきがあることが懸念される。CDM 理事会は DOE との情報交換をより緊密に行う必要がある。フォーラムが作成している「有効化審査、認証・検証マニュアル」が一助となることを期待。

EB：EB と DOE との間でコミュニケーション促進を図る必要性について認識。また、DOE/AE フォーラムのメンバーの足並みをそろえるための方策をフォーラムで検討されたい。

DOE：逸脱要請について、同一の DOE に対し同じ内容の逸脱要請がプロジェクト参加者により出された場合には、同様のケースを容認するとの過去の CDM 理事会決定に基づき（DOE の判断により）認めることを CDM 理事会は認めるべき。

EB：逸脱内容が“同様であること”の判断が難しい場合がある。逸脱の検討に関する実績を積み重ねた上で検討するべき。

DOE：方法論上の要件として、欧州の基準または国際基準の適用が求められる場合がある。こうした基準の適用は、プロジェクト参加者にとって過重な費用負担となることから、途上国の基準の適用を認めるべき。

EB：途上国において基準が存在しない場合に欧州または国際基準を適用する内容になっている。厳格な基準の設定は必要であり、そうした基準が適用されない場合には排出削減量の算定方法をより厳密にするといった措置が必要。

³⁷ CDM 理事会（EB14）の決定に基づき、DOE/AE の業務強化のための方策等に関する情報交換の場が設けられている。

DOE：プロジェクトの登録申請手続きにおいて、事務局により登録料の支払いが確認されるまでに長時間（6 週間）を要していることについて懸念。

DOE：ホスト国の承認レターにおいて、「京都議定書を批准している」ことについて言及がない場合、この修正を求めるのに長時間（6 ヶ月）を要するケースがある。UNFCCC の情報により当該国の批准が明確な場合、承認レターそのものには記述がない場合でも、DOE がこれをバックアップすればよいとすることを認めるべき。

EB：承認レターに求める内容（京都議定書の批准、当該プロジェクトへの自発的参加の承認、ホスト国の場合、持続可能な開発への貢献）を今次会合のレポートにあらためて明記。

DOE：レビュー要請が行われる場合には、十分な根拠に基づき行うべき。“間違い探し”的なレビュー要請が積み重ねられることにより、CDM 理事会の信頼性が低下するとともに、CDM 理事会と DOE との分裂（polarization）を生じさせる恐れがある。EB、DOE、RIT の間で、プロジェクトの審査にあたり必要とされる情報の内容についての相互認識を深めるべき。

EB：レビュー要請そのものはレビューの実施ではなく、レビュー要請の段階で緻密な分析が求められるべきではない。プロジェクトの審査において、CDM 理事会にとっての重要性（relevance）と DOE にとってのそれが異なる場合がある。

7-2. オブザーバーとの Q&A セッション

今次理事会会合では、レポートの採択の後にオブザーバーとの Q&A セッションが開催された。冒頭に CDM 理事会議長は、特定のプロジェクトに関する質問等はこの場でなされるべきではないとし、不承認に至ったプロジェクトやその他レビュー実施が決定された個別プロジェクトに関する質問、意見等を牽制した。オブザーバーからは不承認となったプロジェクトの扱いや手続き等の一般論について質問等が出された。セッションの主な内容は下記のとおり：

（国際排出量取引協会）

- レビュー要請が出される案件が多数にのぼっているが、このようなペースで、どのように個別案件を CDM 理事会が審査して行くのか、今後の展望は。
 - （EB メンバーからのコメント）次回 EB では、レビュー要請が出されている案件に加え、今次 EB でレビュー実施が決定された案件の検討も行われる。作業負荷は増大している。
- 今次会合の結果、非再生可能バイオマスに関する方法論の採択が否決された（上記 4-1. 参照）。非再生可能バイオマスの方法論策定に向け、より積極的な対応を求める。
- 今回不承認とされたプロジェクトの再提出等の機会は認められるのか。
 - マラケシュ合意パラグラフ 42 を参照されたい（不承認とされたプロジェクトは、適切な修正を行った上で、パブリック・コメントの受付を含む有効化及び登録のための手続き及び要件を満たした場合には、有効化及び登録のために再検討されることが可能）。
- 有効化審査により PDD のアップデートが行われるケースで、すでに取得された承認レターが旧バージョンの PDD の日付を記載している場合、同じ承認レターを提出することは可能

か。

- この場合、当該の承認レターは無効。
- レビュー要請が出されている個別プロジェクトの検討は非公開の場で行われる。当該プロジェクトの参加者はオブザーバーとして CDM 理事会会合に参加することがこれまでの慣行となっているが、そうした慣行の意義は低下しているのではないか。
- 賛同する。

(世界銀行)

- 早期実施プロジェクトにおける方法論について、方法論の審査が遅れることにより期限を逃す可能性がある。
- 次回の方法論パネル及び CDM 理事会で B 判定、C 判定となった場合は期限に間に合わないものと認識³⁸。

(ハンブルグ国際経済研究所)

- プロジェクト間の公平な扱いについての手続きは検討されるのか。これまでに登録が認められたプロジェクトの中には、今回不承認とされたプロジェクト活動と類似したものもある。
- マラケシュ合意において、こうした扱いの差異は予見されており、3 名以上の理事メンバーからレビュー要請がなされることがレビューを開始する条件とする規定はそのために設けられている。
- 政策プログラム下で行われる CDM について、方法論パネルが提出した資料は、政策的な観点から CDM 理事会での検討が求められる内容が含まれていたものの、CDM 理事会では議論されなかった。本件の検討が更に遅延することを懸念する。
- 方法論パネルは、CDM 理事会への“質問”ではなく、課題点を具体的に示し、それぞれについて考えられる対応策を提示すべき。
- AM0006 及び AM0016 の検討で明らかになったように、方法論について新たな側面が急に付加されるといった改訂の仕方を採用したことにより、プロジェクト参加者にとっての方法論適用が困難となる。
- 新たな問題点等が明らかになり、方法論の改訂が行われることは、マラケシュ合意が想定していたこと。方法論の改訂は必要なプロセス。

(日本林野庁)

- 植林・再植林の方法論が極めて長大となることについて、植林・再植林プロジェクトではリーケージの計算等、極めて複雑な計算手続きが必要であり、ページ数を減少させることは難しいと考えられる。しかしながら、計算式を別添とする等、編成上の工夫が検討されるべき。

(オブザーバー (インド))

³⁸ EB23 では、「早期実施プロジェクトの方法論の提案は、新方法論提案の第 14 ラウンドの期限（2006 年 1 月 11 日）までに提出されたものとし、提案方法論が不承認扱いとなった場合であっても、2006 年 12 月 31 日までに当該方法論を用いたプロジェクトとして登録が完了すれば、遡及クレジットの発行を認める。」とされた。ただし、こうした方法論の審査にあたって、優先して審査を行うなどの例外的な取り扱いは行わないこととされた。

- CDM のプロジェクト活動による GHGs 削減は、“real, measurable and verifiable”であることが求められる³⁹。しかしそのような条件を満たしても持続可能な開発に貢献しないプロジェクトもある。
 - 非附属書 I 国に係る CDM の目的⁴⁰は、①持続可能な開発を補助すること、そして、②枠組条約の究極目標への貢献を補助すること、の両方である。どちらか一方ではない。CDM プロジェクトが持続可能な開発に関する目的に資するか否かは、これまでの国際交渉の結果、ホスト国政府が判断することとされ、そうした判断を行った場合に承認レターを発行することになっている。CDM 理事会は、持続可能な開発に関する検討の責務を負うものではない。

((株) 鹿島建設)

- サイトでの状況や不測の事態により、プロジェクト実施後にモニタリング方法を改善または変更することは十分あり得る。CDM 理事会はこうした事態について考慮することを求める。

<参考>

表 1：第 25 回 CDM 理事会参加メンバー

	理事	理事代理
Africa	Mr. John Shaibu Kilani South Africa (COP/MOP 2)	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla Senegal (COP/MOP 2)
Asia	Mr. Rajesh Kumar Sethi India (COP/MOP 2)	Ms. Liana Bratasida Indonesia (COP/MOP 2)
Eastern Europe	Ms. Anastasia Moskalenko Russia (COP/MOP 3)	Ms. Nataria Berghi Moldova (COP/MOP 3)
GRULAC (Group of Latin American and Caribbean States)	● Mr. José D. G. Miguez Brazil (COP/MOP 2)	Mr. Clifford Mahlung Jamaica (COP/MOP 2)
WEOG (West European and Others Group)	Mr. Jean-Jacques Becker France (COP/MOP 2)	Ms. Gertraud Wollansky Austria (COP/MOP 2)
AOSIS (Alliance of Small Island States)	Mr. Rawleston Moore Barbados (COP/MOP 3)	(Ms. Desna M. Solofa) Samoa (COP/MOP 3)
NAIP (Parties not included in Annex I)	Mr. Xuedu Lu China (COP/MOP 3)	Mr. Richard S. Muyungi Tanzania (COP/MOP 3)
	(Mr. Hernán Calino) Argentina (COP/MOP 3)	Mr. Philip M. Gwage Uganda (COP/MOP 3)
AIP (Parties included in Annex I)	Ms. Sushma Gera Canada (COP/MOP 2)	Mr. Akihiro Kuroki Japan (COP/MOP 2)

³⁹ 京都議定書、第 12 条、パラグラフ 5 (c)

⁴⁰ 京都議定書、第 12 条、パラグラフ 2

	○Mr. Hans-Jürgen Stehr Denmark (COP/MOP 3)	Mr. Lex de Jonge Netherlands (COP/MOP 3)
--	---	---

注：

- ・ ●議長、○副議長
- ・ () 内のメンバーは今国会合は欠席。
- ・ 下段の () 内は改選予定時期を示す。任期は、改選の翌年の最初の CDM 理事会まで。理事は連続最大 2 期まで、理事代理は任期の制限はない。
- ・ 理事メンバーは国連定義の 5 地域から 5 名、附属書 I 国から 2 名、非附属書 I 国から 2 名、島嶼国から 1 名の代表として就任。

表 2：パネル、ワーキング・グループの議長・副議長

	議長	副議長
信任パネル	Mr. Hernán Calino	Ms. Anastasia Moskalenko
方法論パネル	Mr. Rajesh Kumar Sethi	Mr. Jean-Jacques Becker
植林・再植林 WG	Mr. Philip M. Gwage	Mr. Akihiro Kuroki
SSC-WG	Ms. Gertraud Wollansky	Mr. Richard S. Muyungi

表 3：その他分担

	担当メンバー	
Registry (SBSTA)*	Mr. Rajesh Kumar Sethi	Ms. Anastasia Moskalenko
HFC-23 (SBSTA)*	Mr. José D. G. Miguez	Ms. Sushma Gera
方法論パネル参加	Mr. Xuedu Lu	Mr. Lex de Jonge

注：*は、「科学・技術上の助言に関する補助機関（SBSTA）」との協調により検討が行なわれるイシューとして、CDM 理事会から担当者を決め、適宜報告が行われることになっている。

お問い合わせ：ieej-info@tky.iecej.or.jp

用語解説

i プロジェクトの登録、CER の発行審査、及びレビュー：

プロジェクトの登録申請や CER の発行申請が出された個別の CDM プロジェクトは、CDM 理事会による登録承認、CER の発行承認が必要となる。マラケシュ合意により、登録または CER 発行の申請後、一定の自動登録期限がそれぞれ設けられているが、期限内に CDM 理事会メンバー 3 名以上の要請が出された場合等には、CDM 理事会によりレビューの実施如何が検討される。

CDM 理事会による検討に先立ち、CDM 理事会の下部組織として設置された「登録・発行チーム (RIT : Registration and Issuance Team)」を構成する専門家が上記期限内に個別プロジェクトの評価を行い、CDM 理事会に対する勧告を作成する仕組みとなっている。

ii 追加性 (additionality)：

京都議定書 (第 12 条 5 項 (c)) により、CDM のプロジェクト活動から生じる排出削減は、「CDM のプロジェクト活動がない場合に生じる排出削減に対し追加的 (additional) に生じるもの」で

あることが求められる。これに従い CDM 理事会によるプロジェクト審査においては、排出削減の“追加性”が重要な審査項目のひとつとなっている。

iii CDM の方法論 (methodology) :

プロジェクト実施にあたっての排出削減量の計算方法や、モニタリング方法等の手順を一般化して示した文書で、個別プロジェクトの実施に先立ち CDM 理事会の承認を受ける必要がある。承認された方法論は AM (approved methodology) として表記される。

iv 小規模 CDM :

マラケシュ合意が規定する閾値等の適用条件を満たした小規模プロジェクトを指す。プロジェクトの種類別にタイプ 1 (再生可能エネルギー)、タイプ 2 (省エネルギー)、タイプ 3 (その他)があり、それぞれに閾値が設けられている。

v 運営組織 (OE : Operational Entity) :

CDM プロジェクトが京都議定書や関連ガイドラインの要件を満たしているかの審査を行い、当該プロジェクトに伴う排出削減量の認証、検証を行う法人または機関を指す。CDM 理事会からの信任勧告に基づき COP/MOP にて正式に指定される。このようにして指定を受けた組織は、指定運営組織 (DOE : Designated Operational Entity) となる。信任及び指定は、有効化審査 (validation) と認証・検証 (verification/certification) の 2 つの段階 (フェーズ) に分かれており、運営組織の専門性に応じて、セクタースコープ (DOE として業務を実施できる専門部門) が認定される。

vi リークエージ :

CDM プロジェクト実施による直接的、間接的影響により、プロジェクト境界の外において GHGs の排出増大を招くこと。

vii 遡及クレジット及び早期実施プロジェクト :

CDM プロジェクトは、原則的には、登録が承認された後に行われる排出削減を対象にクレジットが発給される。ただし、プロジェクトの登録日以前に開始されたプロジェクトによる排出削減に対し、例外的に遡及クレジットを発給することが認められている。こうした措置は下記の規定及び経緯による :

①マラケシュ合意 (Decision 17/CP.7, 13) により、京都メカニズムの運用ルールが採択されたマラケシュ合意以前より、気候変動対策を目的として行われた GHGs 排出削減プロジェクトについては、2000 年 1 月 1 日以降に行われたプロジェクト (通称「早期実施プロジェクト」) は、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行えば、登録日より以前 (ただし 2000 年 1 月 1 日以降) の排出削減を遡及クレジットとして発給することを認める、とされた。

②その後 2003 年の COP9 決定 (Decision 18/CP.9, 1.(c)) により、マラケシュ合意採択以降、最初の CDM 案件が登録された日付 (2004 年 11 月 18 日) までに実施されたプロジェクトについても、プロジェクト開始が 2000 年 1 月 1 日以降で、2005 年 12 月 31 日までに登録申請を行えば、登録日より前に遡りクレジット期間を開始することを可能、とした。

③さらに COP/MOP1 (Decision/CMP.1,4) では、遡及クレジットを求める場合の要件として「2005 年 12 月 31 日までに有効化審査の要請または方法論の提案が行われたプロジェクトで、2006 年 12 月 31 日までに登録されたプロジェクトについては遡及クレジットの発行を認める」とされた。

CDM 理事会は、こうしたプロジェクトの登録申請に関する手続き詳細について、明確化を行った (EB22、EB23)。

viii ユニラテラル CDM :

附属書 I 国（主に先進国）の関与が決定しないまま、非附属書 I 国（主に途上国）の主体が進めるプロジェクトの通称である。CDM は、先進国が途上国における GHGs 排出削減プロジェクトに資金面、技術面で参加し、その見返りとして CER を取得することを前提としたスキームである。このため CDM 理事会では、非附属書 I 国の主体が附属書 I 国の関与なくプロジェクトを実施した結果創出される CER の扱い等について、京都議定書とマラケシュ合意の解釈に相違がある。

京都議定書の目標を持たない非附属書 I 国が CER を取得し CER の売り手となる場合には、非附属書 I 国でのプロジェクト形成の促進が期待される一方、売り手である非附属書 I 国が一方的に CER 売買のバーゲニング・パワーを持つことが考えられ、排出クレジットの買い手となる附属書 I 国の主体にとっては、懸念材料となる。

これまでに行われた CDM 理事会決定では、ユニラテラル CDM に関してはむしろ柔軟な運用を認めている。